

京都市東山いきいき市民活動センター スモールオフィス入居団体を募集します



写真左=オフィス内の団体ブース，写真右=バックオフィス（団体別収納庫，少人数の打合せスペース）。

京都市東山いきいき市民活動センターは、市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、市民が活動できる場所と機会を提供する施設です。

当センターでは「活動を展開するうえで拠点が必要になった」「事務所機能を持ってより積極的な運営を目指したい」と考えておられるNPO・市民活動団体を対象に、スモールオフィスの利用団体を募集します。

【休館日を除く上記期間中の午前10時から午後8時（日曜は午後4時）までオフィス見学ができます。】

<募集スケジュール>

募集期間：平成27年8月12日（水）から

（入居団体の募集は、これまで年2回（4月入居，10月入居）でしたが、今回から、随時（通年）募集に改めました。

応募締切：入居希望月の前々月末日まで（必着）

※新規入居の場合、事前相談が必要となりますので、できるだけ早目にご相談ください。

利用期間：入居日の属する月から1年間

（最長で継続5年以内の利用可）

○京都市市民活動総合センター（下京区）でもスモールオフィスの利用団体を募集しています（募集方法及び募集期間は同じ）。両センターのスモールオフィスへの同時応募も可能です。詳細は、京都市東山いきいき市民活動センターへお問い合わせください。

● 「スモールオフィス」とは？

非営利で事業を展開するNPO・市民活動団体の運営において、継続的な活動展開を視野に入れ、ステップアップを目指す意向をもつ団体が利用するオフィスです。NPO・市民活動団体、ボランティアグループなど、市民公益活動を行う団体であれば、法人格の有無を問わず応募できます。

当センターは、地下鉄「三条京阪」、市バス「三条京阪前」「東山三条」各駅または京阪電車「三条」駅下車徒歩5分にあり、アクセスが大変便利です。詳しくは、本要項6頁を御覧ください。

※スモールオフィスの様子 【活動紹介ビデオ公開中！ <http://youtu.be/5ZanaoIgbVg>】



◆スモールオフィス募集要項

1 応募条件

応募できる団体は、市民公益活動を行う団体であり、以下の条件をすべて満たしているものとします。

(1) 次の各項のいずれかに該当し、構成員が複数（原則5人以上）で事務所機能を必要としている団体

- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 活動実績があり、市民公益活動を継続的に推進する任意団体やボランティアグループなど （趣味グループ、サークルは除く。）
- ・ 本格的に市民公益活動を推進する団体を立ち上げようとしているグループ

- (2) 京都市内で主たる活動を行っていること、又は今後行うこと。
- (3) 営利を目的としない活動であること。
- (4) 宗教活動を主たる目的としないこと。
- (5) 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと。
- (7) 暴力団等及び暴力団密接関係者でないこと。

2 応募方法（応募される場合は、必ず事前に窓口までお問い合わせください。）

所定の応募用紙に必要事項を記入して切り取り、必要書類を添付したうえで、「東山いきいき市民活動センター」まで郵送又は御持参ください。

（初めて応募される団体は、必ず御持参ください。）

応募用紙は、センターの URL :

<http://higashiyamacds.main.jp/project/smalloffice/boshu2610>

からダウンロードできます。

【応募書類】

次の(1)～(6)の資料は、必ず提出してください。

- (1) 応募用紙（手書き又は入力したもの）
- (2) 京都市市民活動センタースモールオフィス使用許可申請書
- (3) 直近の事業報告書（新規立上げの団体等は事業計画書）

- (4) 直近の活動計算書（新規立上げの団体等は団体の活動計画書）
- (5) 定款の写し又はそれに代わるもの（会則など）
- (6) 役員，職員名簿
- (7) 活動の実情がわかるもの（ニュースレター，会報，発行物など）

事業や活動内容等がわかりにくい場合は、上記以外の資料提出を追加で求める場合や、東山いきいき市民活動センター職員が個別に面接をさせていただく場合があります。

（応募書類の省略について）

上記応募書類のうち、(3)～(6)は、以下のいずれかに該当する団体のみ、提出を省略することができます。

※書類の省略を希望される場合、必ず事前にお問い合わせください。

①公益活動ポータルサイト「きょうえん」(<http://kyo-en.canpan.info/>)で、ステップ2又はステップ3の認証を受けている団体

②特定非営利活動法人で、直近1年以内に京都市へ事業報告書等を提出している団体

3 応募締切

入居を希望する月の前々月（2箇月前）の月末まで

※ただし新規入居の場合は、事前相談要

（概ね入居を希望する月の前々月の15日までに初回の相談をしてください。）

※毎週火曜日及び12月29日～1月4日は休館日。郵送の場合当日必着。

※締切までにすべての書類が提出されない場合、翌月以降に応募を見送っていただくことがあります。また、すべての応募書類が揃っていても、確認等のため応募が翌月以降となる場合がありますので御了承ください。

4 選定について

利用団体の選定に当たっては、提出書類などにより「1 応募条件」を満たしているかを確認した後、「京都市いきいき市民活動センタースモールオフィス会議(※)」での応募団体に対する委員の評価を参考に、京都市及び東山いきいき市民活動センターが決定します（評価基準は以下のとおりです。）。

（※）京都市いきいき市民活動センタースモールオフィス会議

スモールオフィスの利用団体について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、学識経験者や市民活動団体の代表者等から委員を構成した会議です。

■評価基準

評価に関しては以下の点を考慮します。

- ・現在及び将来を見越してスモールオフィスを利用して活動を行う必要性がある団体であるかどうか
- ・活動の公益性（事業の成果が社会全体の利益につながるか、波及効果が見込めるかなど）

- ・ 広く市民の理解・共感が得られる活動の発展性
- ・ 運営の公開・透明性（どのような方法で情報を公開・発信していくのか）
- ・ 利用1年後の成果目標がはっきりしていること

スモールオフィスは、団体それぞれの段階に応じた団体活動の継続・発展の支援を目的としています。そのため、応募団体に対するスモールオフィスの必要性に重点を置いた選定を行います。

■選定結果の通知

選定結果は、入居希望月の前月下旬までに郵送により通知します。

5 スモールオフィス利用状況等に関する公開ヒアリングの実施について

実施時期：毎年3月（予定）

入居団体の活動成果の発表及びスモールオフィス会議委員との意見・情報交換を目的として、公開ヒアリングを実施します。日時、場所等詳細については、事前に「応募用紙」に記載された「担当者連絡先」宛てに連絡します。

（3月までに退去された場合でも、退去後の公開ヒアリングには参加していただきます。）

6 利用に当たって（注意事項）

(1) 入居日及び利用期間について

毎月1日を入居日とし、利用期間は入居した月から1年間とします。

毎年募集・選定を行い、継続して5年以内の利用が可能です（選定は1年ごとに行いますので、複数年での継続利用が保証されているわけではありません。）。

(2) 使用料の納入について

利用月の前月の末日までに現金で納入してください。

(3) 利用解約（退去）について

解約（退去）を希望する前月の初日までに、所定の書面を東山いきいき市民活動センターへ提出してください（所定の書面を提出されない場合、使用料をお支払いいただきます。）。

(4) 事業報告書について

2月に提出していただきます。

(5) 交流会について

東山いきいき市民活動センターでは、スモールオフィス入居団体間の交流のため、交流会を開催しています。

上記のほか、京都市市民活動センター条例及び施行規則に定める事項、並びに使用許可書の交付に当たって提示する条件を遵守していただきます。また、使用許可を受けた施設において、営利活動、宗教活動及び政治活動を行うこと、又は行っていると誤解を招く行為を固く禁止します。

（これらの事項を守っていただけない場合、スモールオフィスの利用をお断りする場合があります。）

なお、スモールオフィス利用による東山いきいき市民活動センター会議室等の優先利用はありません。

7 施設概要

■月額利用料 5,000円/月

■設置ブース数 最大18団体 ※空き状況については問合せ先へ御相談ください。

■ブースの内容とその他設備（数量は各1）

（メインオフィス）

- ・事務机 横1,200mm×奥行700mm×高さ700mm
 - ・椅子
 - ・可動式脇デスク（机下収納型）
 - ・インターネット光回線＜常時接続＞ ※パソコンは各自で御持参ください。
 - ・電話回線引込み済（契約・支払い等は各団体責任）（注）
 - ・電気コンセント（大量に電力を消費する設備は使用不可）
- （注）固定電話は、入居団体がNTT西日本と契約しますが、使用できるまで2週間程度の期間が必要です。

（バックオフィス）

- ・入居団体専用の交流スペース
- ・収納庫…横880mm×奥行515mm×高さ1,790mm
- ・収納庫…横880mm×奥行515mm×高さ400mm
- ・メールボックス

また、以下の共用備品（スモールオフィス入居団体専用）を、バックオフィスに設置しております。

- ①プロジェクター
- ②ラミネーター
- ③電動ホッチキス（針は団体で御用意ください）
- ④2穴パンチ（コピー用紙50枚まで対応可）
- ⑤ペーパーカッター（A3サイズ対応）
- ⑥ホワイトボード
- ⑦シュレッダー

※コピー機は、施設1階事務室前に設置しています。

（有料、モノクロ/2色/カラー A3サイズ対応）

●スモールオフィス活用例

NPO法人京都・雨水の会（理事長：上田 正幸さん）

活動の拠点があると、人・もの・お金や情報が集まりやすくなります。場所を問わずに仕事ができる時代ですが、私の場合は、自宅よりもオフィスに来て作業するからこそ、適度なプレッシャーもかかり、気分を切り替えることができます。

事務局会議や理事会の際、事務作業と会議が同じ場所で行えるのも便利。東山のセンターは電車でも自転車でもアクセスがよく、来やすい・集まりやすい点も魅力ですね。

NPO法人京都・雨水の会ホームページ <http://amamizu.org>



●お申込み・お問合せ

京都市東山いきいき市民活動センター

(指定管理者：有限責任事業組合まちとしごと総合研究所)

〒605-0018 京都市東山区三条通大橋東入2丁目下る巽町442番地の9

TEL：075-541-5151

FAX：075-531-4971

E-mail：higashiyama.ikisen@npo-net.or.jp

URL：<http://higashiyamacds.main.jp>

開館時間：午前10時～午後9時（日曜日は午後5時まで）

休館日：毎週火曜日、12月29日～1月4日



▼京都市バス 5, 12, 31, 46, 201, 202, 203, 206, 100 系統

「東山三条」下車

5, 10, 11, 12, 15, 37, 59 系統 「三条京阪前」下車

▼地下鉄東西線「東山」・「三条京阪」駅下車

▼京阪電車「三条」駅下車

※各駅・停留所よりいずれも徒歩5分。

駐車場はありませんので、公共交通機関等を御利用ください。

京都市印刷物第274418号

発行：京都市文化市民局地域自治推進室 平成27年8月



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等
へ！

